

会津若松市議会基本条例(素案)について

(前文)

平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止によって、地方自治体(以下「自治体」という。)は自らの責任において、すべての自治体の事務を決定することとなり、これらの事務に対して、議会の審議権、議決権、調査権、監査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなった。

このような中、私たち地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。

この自己変革に当たっては、議事機関たる議会はまず、多様な市民の多様な意見を、多様に代表できる、という合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

他方で議会は、このような市民参加を礎として、市民との活発な意見交換を図り、そこで得られた意見を大切にしながら、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、そのような中から、論点や課題を明らかにしたり、意見を集約していくことが必要である。そして、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないのである。

このような認識のもと、会津若松市議会は、これまで連綿と続いている、活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重しあう民主的な政治風土をしっかりと受け継ぎつつ、未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不断の努力を重ねるとともに、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていくことを決意するものである。

ここに、会津若松市議会及び構成員たる議員が活動していくに当たって、最も根幹となる支柱として、また、その拠って立つ基盤として、この条例を制定する。

【基本的考え方】

地方分権一括法の施行を契機に高まった議会の役割と責任を遂行するため、基本理念と、その実現に向けて取り組むべき事項を、市民参加を基軸とした基本方向で示そうというものである。あわせて、この条例が議会及び議員の活動の際の根幹的な基盤であることを表明しようとするものである。

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【基本的考え方】

議会及び議員の活動原則をはじめとして、議会に関する基本的事項を定めることで、議会が市民の負託にこたえ、市民福祉向上と市政発展に寄与していくことを目的規定としようとするものである。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の意見をもとに、政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視・評価すること。
- (5) 議会運営は、傍聴の意欲が高まるよう、市民にわかりやすい視点、方法等で行うこと。

【基本的考え方】

まず、市民に開かれた議会づくりを行い、その上で市民参加を拡充・推進しながら、多様な意見を吸い上げる。そして、市民の意見に支えられた、市民本位の立場に立って、政策立案を強化するとともに、適切に監視する、という一連の流れの中で4つの活動原則を明示しようとするものである。さらに、市民本位の政策決定や市民参加の基盤づくりなどのため、市民にわかりやすい方法での議会運営を要請しようとするものである。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をする。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【基本的考え方】

議会の活動原則を踏まえ、議会の構成員の一員として議員に求められる基本姿勢（議員間の自由闊達な議論、市民意見の把握、不断の研鑽及び市民全体の代表者）を、議員の活動原則として明示しようとするものである。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとする。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

【基本的考え方】

会津若松市議会におけるこれまでの会派制の意義を踏まえ、当市議会における会派制の意義及び会派の定義を明文化しようとするものである。また、合議機関としての合意形成を図るうえで、政策形成の中心的な役割を担う組織の一つとして会派を位置づけようとするものである。さらに、より透明で開かれた議会づくりにも資するため、合議体である議会の中で各会派間の連絡調整機能を果たす場として開催してきている各派代表者会議を明文化しようとするものである。

(市民と議会との関係)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。)第100条の2に規定する専門的知見の活用並びに同法第109条第5項及び第6項に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限にいかし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

【基本的考え方】

情報共有、説明責任及び会議公開を明文化することで、市民と議会の関係の基礎を示している。そのうえで、今後議会活動の基軸として、積極的な推進を図ろうとする市民参加について、地方自治法上の制度(専門的知見活用、公聴会制度及び参考人制度)及び当市議会独自の制度(市民との意見交換)を明示しようとするものである。なお、市民との意見交換の詳細については、別途開催要領で定める。

(広報広聴委員会)

第6条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。

【基本的考え方】

情報公開・共有、説明責任及び市民参加を具現化するため、広報・広聴機能を担当する組織として設置しようとするものである。なお、広報広聴委員会の具体的な役割などの詳細については別途設置要領で定める。

(附属機関の設置)

第7条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

【基本的考え方】

市民参加の具体的な装置の一つとして、議会においても附属機関が設置できるよう、根拠規定を明文化しようとするものである。

(議決責任等)

第8条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定、政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

【基本的考え方】

議決権は議会の有する最大の権限の一つであることを踏まえ、議決責任に係る説明責任遂行の見地から、その根拠規定を明文化しようとするものである。また、議会内の選挙等についても、可能な限りの透明化と説明責任を遂行するため、これらを議会運営に関する説明責任として明文化しようとするものである。

(市長等との関係の基本原則)

第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
- (3) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。
- (4) 議会は、市長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

【基本的考え方】

議場は、公開の討論の場であるため、議員と市長等との質疑応答に明瞭性を要請するとともに、明瞭性向上のため、市長等への反問権付与を規定しようとするものである。また、市長等は執行権、他方で議会は監視権、との基本的な権能の違いを踏まえ、不要な介入等を行わないなど、議会に適切な活動を要請しようとするものである。さらに、既に市長等が十分に情報提供している現状を踏まえつつも、政策水準の一層の向上の見地から、市長等に情報明示を求める根拠を明文化しようとするものである。

(監視及び評価)

第10条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

【基本的考え方】

議会の権能のうち、市長等との関係で生じてくる監視機能及び評価機能について明文化しようとするものである。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第11条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって、条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。

【基本的考え方】

議会を監視・評価の機関にとどめず、政策立案の機関として位置づけ、政策立案機能の強化を図ることと、条例提案などの政策提案を積極的に行うとともに、執行機関たる市長等に対して有効な政策提言を行おうとするものである。

(議員間の討議による合意形成)

第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

【基本的考え方】

議会は言論の府であることから、議員間の自由討議を尽くすためにも、議員による討議を中心に議論することを定めようとするものである。また、議会の審議及び審査で結論を出す場合にあっては、合議体としての合意形成に向けて、議員相互間の議論を尽くす努力をするよう定めようとするものである。

(政策討論会)

第13条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって、政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

【基本的考え方】

重要政策等について、議会全体としての共通認識を形成し、政策立案や政策提言につなげていくため、議員相互の政策論議の場として政策討論会を位置づけ、開催しようとするものである。なお、政策討論会の詳細については、別途開催要領で定める。

(常任委員会)

第14条 常任委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

【基本的考え方】

常任委員会について、従来の審査機能に加え、今後は、政策立案機能及び政策提案機能を積極的に担うことを明文化し、議会内における政策提案主体の中心的な機関の一つとして位置づけようとするものである。

(研修及び調査研究)

第15条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

【基本的考え方】

議会の政策立案能力の向上のため、議会が主体となって研修会を開催するとともに、研修会の充実強化に当たっては、専門家や市民の参画を得ようとするものである。

第16条 議員は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする。

【基本的考え方】

議員の活動原則で「自己の資質を高める不断の研さん」が要請されていることを受け、政策立案能力向上のため、議員が調査研究活動に努める旨を規定しようとするものである。

(議会図書室)

第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【基本的考え方】

調査研究活動の充実強化方策の一つとして、図書資料を充実しようとするものである。

(議会事務局)

第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議

会事務局の調査・法制機能の充実を図るものとする。

【基本的考え方】

議会が従来のチェック機能に加え、政策立案・提案機能を積極的に担っていかうとしていることに即応し、補助機関としての議会事務局の体制整備を位置づけようとするものである。

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、会津若松市議会議員政治倫理条例(平成20年会津若松市条例第 号)を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

【基本的考え方】

個人的な倫理観との区別を踏まえ、市議会議員という公職者に共通に求められる政治倫理について、その基本事項を規定しようとするものである。なお、具体的規定については、同時提案を検討している市議会議員政治倫理条例に委ねるものである。

(政務調査費)

第20条 会派の代表者は、会津若松市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年会津若松市条例第1号)第2条の規定により調査研究に資するために政務調査費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保するものとする。

2 会派の代表者は、政務調査費の収支報告書について、説明会を開催するなど、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。

【基本的考え方】

政務調査費の公開及び閲覧は別条例で保障されていることを踏まえつつ、透明性のさらなる向上のため、領収証等の整理を要請するとともに、閲覧の際の説明責任について明文化しようとするものである。また、説明責任をより積極的に遂行するため、説明会の開催を新たに規定しようとするものである。(なお、閲覧の際の説明主体に議長を加えるべきとする意見もだされたが、議長には、当該説明責任に対応する権限がないため、規定は不可能との整理を行った。)

(予算の確保)

第21条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【基本的考え方】

二元代表制の一翼を担う機関として、様々な機能を果たしていくためには、一定の予算が必要であることから、その確保への努力について規定しようとするものである。

(継続的な検討)

第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、全議員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

【基本的考え方】

この条例の目的が達成されているか否かを、議会自らが自己評価することを要請し、必要に応じた改正を規定しようとするものである。また、市民への説明責任遂行の一環として、条例改正の際には、その理由について詳細な説明を要請しようとするものである。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。